

茨城県福祉人材確保・定着バックアップ事業実施要項

第1 趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律(平成元年法律第64号)第6条に基づき県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用することにより、介護人材の確保を図ることを目的とし、本事業の実施については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付け老発0912第1号厚生労働省老健局長通知)に規定するもののほか、この要項に定めるところによる。

第2 目的

本事業は、介護人材の確保を図ることを目的とする。

第3 事業内容等

本事業の種類は次のとおりとし、その内容は別添で定めるとおりとする。

- 1 福祉人材確保・定着支援事業
- 2 介護職PR事業
- 3 人材確保PR事業
- 4 進路選択学生等支援事業
- 5 入門的研修事業
- 6 キャリアアップ支援事業
- 7 複数事業所連携事業

第4 活動指標・成果指標

補助事業者は、事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定するとともに、アンケートの実施などにより事業効果を検証し、県に報告するものとする。

第5 その他

その他必要な事項は、知事が別に定める。

付則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

1 福祉人材確保・定着支援事業

（目的）

- （１）茨城県福祉人材センターの機能を強化し、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、次に掲げる事業を展開し、求職時から就業定着まで包括的に支援することにより、介護人材の円滑な参入と確実な定着を促進することを目的とする。

（事業内容）

- （２）次に掲げる事業について、茨城県福祉人材センターに委託して実施。

[参入促進のための事業]

- ①介護に対する理解促進事業
- ②若者世代参入促進事業
- ③職場体験事業
- ④介護職員初任者研修支援事業
- ⑤マッチング機能強化事業
- ⑥フォローアップ強化事業
- ⑦介護助手等普及推進事業

[資質の向上]

- ⑧キャリアパス導入促進事業
- ⑨潜在的有資格者等再就職支援事業

[労働環境・処遇の改善]

- ⑩勤務環境改善支援事業

2 介護職 P R 事業

（目的）

- （１） 介護職は、３Ｋ（きつい、汚い、危険）のイメージが強いことから、これから将来の職業等を考える中学生等を対象に、介護職の仕事ややりがいなどその魅力を積極的に周知・広報することにより、介護職への理解を促進し、関心を高めることを目的とする。

（事業内容）

- （２） 介護職 P R パンフレットの作成。

3 人材確保 P R 事業

（目的）

- （１）福祉情報サイト（ＨＰ）から福祉に興味のある方や福祉職を目指す方のための各種情報、養成施設や施設・事業所等の人材確保に資する情報等を提供し、福祉人材の確保を図る。

（事業内容）

- （２）福祉情報サイト（ＨＰ）の情報発信。

4 進路選択学生等支援事業

(目的)

- (1) 地域住民や学校の児童・生徒を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための介護セミナー等を実施し、将来にわたって介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

- (2) 次に掲げる事業を行うものとする。

介護福祉士養成施設を経営する法人が、養成施設に相談、助言及び指導等を行う専門員を配置し、次に掲げる事業を実施した場合に負担した費用の全部又は一部を助成する。

- ①小学校、中学校、高校、日本語学校等を訪問し、介護の仕事やその魅力を紹介する事
- ②中・高校生、家族、教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業
- ③高齢者、主婦層、転職者等の地域住民の福祉・介護に関する理解と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、セミナー等を開催する事業

(その他)

- (3) 事業の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする

- ①本事業は、事業実施に必要な補助を行うものであり、備品購入、給与補填等は補助対象としていないこと。
- ②茨城県福祉人材センター等関係機関と連携し、受講者募集、就業の斡旋等について協力して行うこと。

5 介護に関する入門的研修事業

（目的）

- （１）介護に関する入門的研修（以下「入門的研修」という。）は、これまで介護との関わりがなかった者などが、介護に関する基本的な知識を身につけ、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施することによって、介護の業務に携わる上での不安を払拭し、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

（事業内容）

- （２）入門的研修の実施。

6 キャリアアップ支援事業

（目的）

- （１）施設・事業所において、介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

（事業内容等）

- （２）次に掲げる事業を行うものとする。
介護福祉士養成施設を経営する法人が、次に掲げる研修事業を実施した場合に負担した費用の全部又は一部を助成する。

〇〇ＦＦ－ＪＴ（職場外訓練）を行うことが困難な高齢者施設・事業所に従事する者のキャリアアップのための研修

（その他）

- （３）事業の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - ①本事業は、事業実施に必要な補助を行うものであり、備品購入、給与補填等は補助対象としていないこと。
 - ②受講者の募集にあたっては、市町村及び各種団体等に協力要請を行い、受講者の確保に努めること。また、受講者が参加しやすい会場の設定に努めること。
 - ③研修の目的、受講者等のレベル等を勘案し実施日数を適宜設定し、実施すること。
 - ④施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としていないこと。
 - ⑤茨城県福祉人材センター、ハローワーク等と連携し受講者募集、就業の斡旋等について協力して行うこと。

7 複数事業所連携事業

（目的）

- （１）複数の高齢者施設・事業所等が連携して就労年数や職域階層等に応じた人材育成のための研修を実施することにより、知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するとともに、事業者間の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度の構築を促すことを目的する。

（事業内容等）

- （２）次に掲げる事業を行うものとする。

５以上の事業所等（以下「ユニット」という。）が連携し、共同により次の事業を実施した場合に要する費用の一定額を予算の範囲内で助成する。

- ①人材育成のため、合同研修、人事交流等を行う事業
- ②その他の介護人材の確保のため、県が適当と認めた事業

（その他）

- （３）事業の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ①本事業は、事業実施に必要な補助を行うものであり、備品購入、給与補填等は補助対象としていないこと。
- ②補助金は、事業実施の中心となる事業所等（以下「代表ユニット」という。）に一括交付とすること。
- ③ユニットは、２つ以上の法人により形成すること（同一法人が設置する施設・事業所のみで単一のユニットを組んだ場合は対象外）。